

認可地縁団体について

以前の町内会や自治会等の「地縁による団体」は、「権利能力なき社団」と位置付けられており、町内会や自治会の名義で不動産登記が出来ないため、町内会や自治会で管理している土地や建物、山林については複数の住民の共有名義として管理するなどしており、相続が発生した時などは名義変更に多大な労力がかかっていました。

平成3年に地方自治法の一部が改正され、一定条件を満たした町内会や自治会は法人格をもつことが出来るようになり、不動産登記が町内会や自治会の名義でできるようになりました。この法人格をもつ町内会や自治会が「認可地縁団体」と言われています。

認可・告示

申請により、内容や要件の審査を行い問題なければ認可地縁団体として認可し、告示されます。

認可地縁団体の権利と義務について

- ・団体名称、区域、事務所の所在地、代表者の住所・氏名等、告示事項に変更が発生した場合は届出が必要になります。
- ・規約変更の場合は、総会での承認の後に、市長の認可が必要です。総会での承認の前に、変更内容について、各区役所総務・地域振興課にご相談下さい。
- ・法人市県民税の課税対象となります。通常の町内会活動のみで、収益事業を行っていない場合は減免措置があるので、年度ごとに税の窓口へ申請が必要となります。
- ・認可後は町内会名義で資産の登記ができるようになります。
(岡山市発行の認可地縁団体証明書を添付して、法務局で手続きを行う)
- ・資産の登記だけでなく、規約に定める範囲内で独立した取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。

※財産目録の作成・・・法の規制があるため要注意

財産目録は、法第260条の4により認可を受ける時 及び 毎年 1月から 3月までの間
(事業年度を設けるものは、認可を受ける時 及び 毎事業年度の終了の時) に作成
しなければならない。

[財産目録]

〇〇〇〇年××月△△日

区 分	所在数量等	金額 (評価額)	備 考
(資 産 の 部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1)現 金			
現金手許有高		100 万円	
(2)当座預金			
〇〇銀行△△支店		50 万円	
(3)普通預金			
〇〇銀行××支店		50 万円	
2 未収会費			
〇〇年度会費 ×名		6,000 円	
II 固定資産			
1 土 地	東 町 3 筆	6,000 万円	
2 建 物	東 町 1 棟	400 万円	
3 構築物			
4 車両運搬具	軽車両 1 台	10 万円	
5 什器備品、コピ一機		50 万円	
6 電話加入権			
7 有価証券			
〇分利国債			
資 産 合 計		A 66,606,000	
(負 債 の 部)			
I 流動資産			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行△△支店		2,000 万円	
負 債 合 計		B 20,000,000	
差 引 正 味 財 産 (A - B)		46,606,000	

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。
 2 備考の欄には、寄附者その他を記入すること。